

鈴木智哉

差出人: g.sinngatainnfuru.taisaku001@cas.go.jp
送信日時: 2021年1月9日土曜日 0:02
宛先: g.sinngatainnfuru.taisaku001@cas.go.jp
件名: 【事務連絡】 緊急事態宣言に伴う催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について

(22:29にお送りしたメールに一部誤りがありましたので、修正して再送します。申し訳ございません。
修正箇所: ○催物の開催制限 3ポツ目 「対象外とする必要はない」→「対象とする必要はない」)

各府省庁担当課室 各位
(宛先 bcc にて送付しております)

平素よりお世話になっております。

昨日お送りした標記事務連絡に関して、お問い合わせのあった事項について補足させていただきます。

○催物の開催制限

- ・ 20時までの営業時間短縮（酒類の提供は11時から19時まで）を働きかけること。
- ・ 上記についても、「1.（1）③その他留意事項」を適用すること。
- ・ 無観客で開催される催物については、営業時間短縮の働きかけの対象とする必要はない。

○施設の使用制限等

- ・ 施設のチケットの取扱いについても、「1.（1）③その他留意事項」と同様の扱いとすること。

どうぞよろしくお取り計らいください。

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室
企画第1担当 宮坂・植田・石田・竹本・井上

-----Original Message-----

From: g 新型インフルエンザ等対策室（新型インフル・国際感染症室）

Sent: Thursday, January 7, 2021 10:29 PM

Subject: 【事務連絡】 緊急事態宣言に伴う催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について

各府省庁担当課室 各位
(宛先 bcc にて送付しております)

平素よりお世話になっております。

今般、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条第 1 項に基づく緊急事態宣言を行い、基本的対処方針を改定したところ、都道府県対策本部において法に基づく適正な運用がなされるよう、別添のとおり、留意すべき事項等をお示しします。

関係各府省庁においては、関係団体等を通じて、営業時間短縮要請への協力、感染防止策の徹底等を促すための適切な周知・助言等をお願いいたします。

どうぞよろしくお取り計らいください。

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室
企画第 1 担当 宮坂・植田・石田・竹本・井上